

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎異動日の翌月10日までが提出期限となっています。
 （口座振替をご利用の場合は異動のあった月の末日までに提出をお願いします。）

※ 処 理 事 項	年度	年度	年度

年 月 日 大 田 原 市 長 様	〔 義 務 者 特 別 徴 収 給 与 支 払 者 〕	所 在 地	〒 -										特別徴収義務者 指 定 番 号								
		フリガナ											宛 名 番 号								
		氏名又は名称											担 連 当 紹 者 先	所 属							
		個人番号 又は法人番号																	氏 名		
												電 話	- - 内線 ()								
給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法				
	氏 名																				
	生年月日	年 月 日																			
	個人番号																				
	受給者番号												月 から 月 まで		月 年から 月 まで		年 月 日		1. 退 職 ・ 長 期 欠 勤 他 2. 転 任 3. 休 職 4. 死 亡 5. 支 払 少 額 ・ 不 定 期 解 散 6. 合 併 7. そ の 他 〔 事 由 ・ 理 由 〕		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	1月1日 現在の住所	大田原市																			
異動後の 住所											円	円	円								

1. 特別徴収継続の場合 転勤・再就職等の場合に、(ウ)の未徴収税額を新しい勤務先で引き続き特別徴収します。

新 し い 勤 務 先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	T -										〔 新 規 〕	法 人 番 号											新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所 在 地											担 当 者 連 紹 先	所 属												
	フリガナ												氏 名												
	氏名又は名称												電 話	- - 内線 ()											
												受 給 者 番 号											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合 (ウ)の未徴収税額を退職時に全額給与等から徴収します。

理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため				
※1月1日以降に退職した場合には、一括徴収が義務付けられています。						

3. 普通徴収の場合 (ウ)の未徴収税額を本人納付に切替えます。(後日、本人あてに納税通知書を送付します。)

理 由	<input type="checkbox"/>	1. 異動が _____ 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
		2. _____ 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	

※ 宛名番号の欄には、特別徴収税額決定・変更通知書に記載された宛名番号を記入してください。前勤務先と新勤務先との欄に調整を
 3 印の欄は、届出者において記入する必要がありません。
 2 行、転勤・再就職等により異動後の勤務先へ特別徴収の開始月と引き続き特別徴収を連絡したう場合は、「1 特別徴収先と新勤務先との欄に調整を
 1 入して、新しい勤務先へ特別徴収の開始月と引き続き特別徴収を連絡したう場合は、「1 特別徴収先と新勤務先との欄に調整を